「令和２年度みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備に向けたデザイン及び詳細設計委託」

受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　道路局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第10条第１項第５号の規定に基づき、「令和２年度みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備に向けたデザイン及び詳細設計委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

（審議事項）

第２条　要綱第10条第１項第５号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザル方式の実施に関する審査

ア　提案書提出者の資格要件（別紙１）

イ　評価基準（別紙２）

ウ　提案書の内容

エ　その他必要と認めるもの

(2) 受託候補者の特定に関する審査

ア　評価及び評価委員会の設置

イ　受託候補者の特定

ウ　評価結果の通知

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

(1) 業務実績

(2) 当該業務の実施方針（業務実施体制、予定技術者の経歴等）

(3) 当該業務に関する具体的な提案

(4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実績等

(2) 業務実施計画の妥当性・実現性等

(3) 提案内容の妥当性・実現性等

(4) その他、当該業務に対する意欲等

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第５条　評価検討会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準に関する助言

(2）提案書及びヒアリングによる評価

(3) 評価の集計及び報告

２　評価委員会には委員長、委員を置き、次のとおりとする。

　　　委員長 横浜市道路局道路部長

　　　委員 横浜市道路局道路部施設課長

横浜市道路局道路部管理課長

横浜市道路局計画調整部長

横浜市道路局計画調整部企画課長

横浜市都市整備局都心再生部担当部長

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課都心再生担当課長

横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長

横浜市中区中土木事務所副所長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４の出席をもって成立する。

５　評価委員会を欠席した評価委員の評価は、採点に含めないこととする。

６　評価が同点となった場合、上位者を決定させるために、技術提案書評価基準の評価事項のうち、以下の項目順で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。

(1) 業務実施方針等

(2) 業務実施体制

(3) その他

７　委員長は、評価結果を道路局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

８　評価委員会は、非公開とする。

９　学識経験者より意見を聴取するものとする。

（参加資格確認の通知）

第６条　取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時15分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

２　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（評価結果の通知）

第７条　取扱要綱第17条第２項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

２　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和２年２月10日から施行する。

（別紙１）

**提案書提出者の資格要件**

当該プロポーザルに係る提案書を提出しようとする者は、次に挙げる要件(1)、(2)を満たし、(3)または(4)のいずれかの要件を満たすこと。

1. 技術者要件

提案書に記載した照査技術者その他の技術者を確実に配置できること。ただし、技術者は、下記のアからオに掲げる要件を満たすものであること。

1. 照査技術者

成果物の内容について、技術上の照査を行う者とし、技術士（総合技術管理部門）の資格を有すること者であること。

1. 管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、技術士（建設部門　道路）または、技術士（建設部門　都市及び地方計画）または、RCCM（道路）または、RCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有する者であること。

1. まちづくりファシリテーター

地域の機運醸成等、将来のまちづくり組織の設立・運営につながる業務等を行う者とし、同種・類似業務の実績（注）のうち（A）の実績を有する者であること。

1. 景観デザイナー

街路空間のデザインに係る業務等を行う者とし、同種・類似業務の実績（注）のうち（C）の実績を有する者であること。

1. 道路設計技術者

道路の設計業務等を行う者とし、技術士（建設部門　道路）または、RCCM（道路）のいずれかの資格を有する者であること。

　※兼任について

1. 管理技術者は道路設計技術者を兼ねることができる。ただし、技術士（建設部門　道路）またはRCCM（道路）のいずれかの資格を有すること。
2. まちづくりファシリテーターは景観デザイナーを兼ねることができる。
3. 照査技術者は他の技術者を兼ねることができない。

1. １つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合及び２つ以上の事業者が共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して参加する場合に共通する要件
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
3. 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。
4. 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
5. 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
6. 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
7. 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定、平成31年４月１日改定）の規定による停止措置を受けていないこと。
8. 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日横浜市条例第51号）第２条第２号に規定する暴力団、条例第２条第４号に規定する暴力団員等、条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
9. 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項に違反している事実がないこと。
10. 同種・類似業務の実績（注）を有していること。
11. 単独事業者が参加する場合の要件

令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者で、次のア、イの条件を全て満たすこと。

1. 営業種目：「土木設計」を１位登録しており、かつ、細目：「道路・橋梁等の設計」を登録している。
2. 営業種目：「建設コンサルタント等の業務」を２位登録しており、かつ細目：「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録している。
3. 共同事業体として参加する場合の要件

次のアからオの全てに該当すること。

1. 構成員は、共同事業体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務遂行に責任を持つことのできる者とすること。なお、参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
2. 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の単独事業者又は共同事業体の構成員となることはできない。
3. 構成員のうち１名以上は、令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）の営業種目：「土木設計」を１位かつ、細目：「道路・橋梁等の設計」を登録していること。
4. 構成員のうち１名以上は、令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）の営業種目：「建設コンサルタント等の業務」を２位以上かつ、細目：「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録していること。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していればこの限りではない。
5. 構成員が３名以上となる場合は、上記ウ、エを除いた構成員のいずれもが、令和元・２年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等または物品・委託）に搭載されていること。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していればこの限りではない。

（注）同種・類似業務の実績とは、平成21年度以降から公告日までの間に完了し、国または地方公共団体が発注した、賑わいの創出を目的とした街路等の不特定多数の者が利用する空間の再編整備に係る下記の全てを満たす業務をいう。ただし、各内容を含む、複数の業務及び構成員の実績を合算することで、全ての要件を満たすことができる。

1. 地域による街路等の空間活用に向けたワークショップの運営または運営支援
2. 地元協議会等との官民連携による社会実験の実施または実施支援
3. 公園や広場、街路など屋外公共空間におけるデザイン
4. 道路詳細設計及び平面交差点詳細設計

（別紙２）

**評価基準表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 業務実施体制 | ①市内中小企業の参加 | 市内中小企業かどうか（共同企業体の場合ｌ市内中小企業の構成員数の割合） | 40 | 300 |
| 管理技術者 | ②実績内容 | 同種・類似業務(注1)の(A)から(D)まで、幅広い実績がある。 | 80 |
| まちづくりファシリテーター | ③実績内容 | 同種・類似業務(注1)の(A)及び(B)において、実績がある。 | 60 |
| 景観デザイナー | ④実績内容 | 同種・類似業務(注1)の(C)において、実績及び受賞歴(注2)がある。 | 60 |
| 道路設計技術者 | ⑤実績内容(注3) | 同種・類似業務(注1)の(D)において、実績がある。 | 60 |
| 業務実施方針等 | ⑥業務実施計画 | ・業務内容を理解・把握し、作業内容や実施方針が整理されている。・業務内容にあった工程となっている。・業務を進める上での課題・検討事項が整理されている。・業務を効率的・効果的に遂行するための実施体制が組まれている。 | 20 | 80×9人＝720 |
| ⑦提案内容 | ア　道路空間再整備のコンセプト及びデザイン* 前提条件を踏まえた実現可能な提案である。
* 賑わいや回遊性の向上に資する居心地がよく歩きたくなる道路空間である。
* 歩行空間の拡充をしつつ、自転車を含めた車両の通行空間が確保された提案である。
* 関内・関外の新たなシンボルとして開港の街、横浜にふさわしい独自性のあるデザインである。
* 維持管理にも配慮された内容となっている。
 | 30 |
| イ　持続的な賑わい形成に向けたしくみづくり* 前提条件を踏まえた実現可能な内容となっている。
* 地域の機運醸成や将来のまちづくり組織の設立・運営につながる内容となっている。
* 実現に向けた具体なプロセスが提案されている。
 | 15 |
| ウ　社会実験の実施* 前提条件を踏まえ、安全性を考慮した実現可能な内容となっている。
* 設計や今後の利活用につながる効果的な実験内容になっている。
* 経済性を考慮した具体的な内容となっている。
 | 15 |
| その他 | ⑧取組意欲 | 企業・担当者の取組意欲があるか。 | ５ | 20×9人＝180 |
| ⑨理解度 | 業務に係る広い視野と深い知見を有している。 | 10 |
| ⑩資料作成能力 | 説明内容が整理され、わかりやすい資料が作成されているか。 | ５ |

※業務実施体制については、事務局にて評価を行い、評価委員会で承認を行う。

※業務実施方針等については、80点×評価委員9人＝720点を評価点とする。

※その他については、20点×評価委員9人＝180点を評価点とする。

（注1）同種・類似業務とは、平成21年度以降から公告日までの間に完了し、国または地方公共団体が発注した、賑わいの創出を目的とした街路等の不特定多数の者が利用する空間の再編整備に係る下記の業務をいう。

1. 地域による街路等の空間活用に向けたワークショップの運営または運営支援
2. 地元協議会等との官民連携による社会実験の実施または実施支援
3. 公園や広場、街路など屋外公共空間における空間のデザイン
4. 道路詳細設計及び平面交差点詳細設計

（注2）受賞歴とは、同種・類似業務の(C)に係る、土木学会デザイン賞、グッドデザイン賞またはランドスケープコンサルタンツ協会賞等の受賞実績をいう。

(注3) 管理技術者と道路設計技術者が兼務する場合は、⑤の評価及び配点は行わない。